

第 3 期規制改革実施計画（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）（抄）

(15. 12. 7)

事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
出張理美容に係る規制の見直し① （「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の明確化）	現行の「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の判断基準を明確化し、該当事例も含めて地方公共団体に周知徹底する。	平成 27 年度措置	厚生労働省
出張理美容に係る規制の見直し②（ 「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の拡大）	「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の対象範囲の拡大について、利用者ニーズ等を踏まえ検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。	平成 27 年度検討・結論・措置	厚生労働省
出張理美容に係る規制の見直し③ （実施主体の拡大）	出張理容・出張美容に関して、誤解が生じないよう実施主体や衛生管理に関する過去の通知について、地方公共団体に対し改めて周知徹底する。	平成 27 年度措置	厚生労働省
理美容業の在り方に係る規制の見直し① （理容及び美容の範囲）	利用者が男性か女性の性別に着目してサービス内容を定めている「理容師法及び美容師法の運用について」（昭和 53 年 12 月 5 日環指第 149 号）を改め、性別による職務範囲の規制を撤廃する。	平成 27 年度措置	厚生労働省
理美容業の在り方に係る規制の見直し② （理容所、美容所の重複開設の容認）	①理容所及び美容所の衛生上必要な要件を満たし、かつ理容師及び美容師両方の資格を有する者のみからなる事業所については、理容所・美容所の重複開設を認める。②制度改正後 5 年後を目途に、①の効果を見極めつつ、見直しについて検討を行う。	①平成 28 年度措置 ②制度改正後 5 年後を目途に検討開始	厚生労働省
理美容業の在り方に係る規制の見直し③ （両資格の取得の容易化）	理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするため、専門家による検討の場を設けて検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。	平成 27 年度検討開始、平成 28 年度結論・措置	厚生労働省
理美容業の在り方に係る規制の見直し④ （国家試験及び養成施設の教育内容）	国家試験及び養成施設の教育内容について、現場のニーズにより則した理容師・美容師を養成する観点から、経営者、従事者、専門学校など、広く関係者の意見を聴取する場を設置して検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。	平成 27 年度検討開始、平成 28 年度結論・措置	厚生労働省